

令和2年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和3年6月8日
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和2年度における当機構の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績の概要を次のとおり公表します。

1. 令和2年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月7日閣議決定（平成31年2月8日変更閣議決定）された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和2年度における当機構の環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

高圧電力については、環境配慮契約にかかる制度の構築中であったことから、環境配慮契約を行うことができなかった。

低圧電力及び従量電灯については、11件中8件について裾切り方式による入札を行ったものの不調又は不落となったため、やむなく旧一般電気事業者の流れを汲む小売電気事業者と特命随意契約を行った。残る3件については、3件まとめても少額随意契約の範囲内であったことから、より環境に配慮している者に見積依頼を行った。

(2) 自動車の購入等に係る契約

18台中17台について価格と燃費を総合的に評価する総合評価落札方式により契約の相手方を決定した。残る1台については、使用目的から車種を特定する必要があったため、環境配慮契約を行うことができなかった。

(3) 船舶の調達に係る契約

該当する契約はなかった。

(4) 省エネルギー改修事業に係る契約

該当する契約はなかった。

(5) 建築物の設計に係る契約

該当する契約はなかった。

(6) 建築物の維持管理に係る契約

3件の契約を行ったが、いずれも直接的に温室効果ガス等の排出削減が期待できる業務内容でなかったため、環境配慮契約を行わなかった。

(7) 産業廃棄物の処理に係る契約

6件の契約を行ったが、いずれも入居する建物所有者が指定する者と特命随意契約を行う必要があったため、環境配慮契約を行うことができなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の調達に関する基本方針に基づき設置された「環境物品等調達推進体制」を活用することとした。